

## 一般社団法人 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会定款

平成24年4月1日制定  
平成27年5月20日改正  
平成28年5月18日改正  
平成29年5月17日改正  
令和元年5月8日改正  
令和3年5月12日改正

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会 (JAPANESE SOCIETY OF OTORHINOLARYNGOLOGY - HEAD AND NECK SURGERY) と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、耳鼻咽喉科頭頸部外科学に関する学術文化の発展、普及のために研究推進への支援、同学に関する調査および事業、また会員の生涯学習の奨励等を行い、もって国民の健康と福祉および公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 耳鼻咽喉科頭頸部外科学の研究推進への支援
- (2) 耳鼻咽喉科頭頸部外科学に関する学術集会、講習会および研究会等の開催
- (3) 機関誌および図書等の刊行
- (4) 耳鼻咽喉科頭頸部外科学専門医制度に関する事業
- (5) 耳鼻咽喉科頭頸部外科学に関する調査および広報
- (6) 社会保障に関する耳鼻咽喉科頭頸部外科学的調査
- (7) 国内外の関連学術団体との研究協力と連携の推進
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

## 第3章 会員および社員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員の種別は次のとおりとする。

- (1) 正会員 耳鼻咽喉科頭頸部外科およびその関連領域の診療研究等に従事する医師で、この法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 名誉会員 この法人に対し内規に定める功労のあった正会員のうちから理事会が推薦し、社員総会の承認を得た者
- (3) 準会員 前2号以外の者で、この法人の目的に賛同して入会した者
- (4) 特別会員 細則に定める者のうちから社員総会の承認を得た者
- (5) 在外会員 日本国外に居住し、この法人の目的に賛同して入会した者
- (6) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を援助する者または団体

- 2 この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員は、概ね正会員40名の中から1名の割合で都道府県ごとに選出される代議員をもって社員とする（端数の取り扱いについては理事会で定める。）。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規則は理事会で定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、2月に実施することとし、代議員の任期は、4月1日から2年間とする。ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えおよび役員解任の訴えを提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任および解任（法人法第63条および第70条）ならびに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。
- 7 代議員に欠員が生じた場合には補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 前項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年後の3月末日までとする。
- 9 正会員（名誉会員を含む。）は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。
  - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
  - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
  - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
  - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
  - (5) 法人法第51条第4項および第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
  - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
  - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
  - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項および第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 10 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これらによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(入会)

第6条 この法人の会員（名誉会員を除く。）として入会しようとする者は、別に定める入会金および会費ならびに会員ICカード発行費（正会員に限る。）を支払って入会の申込をし、理事会の承認を受けなければならない。ただし、賛助会員は入会金を要しない。

- 2 入会金および会費の額は、理事会、社員総会の決議を経て別に定める。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、社員総会の決議を経て別に定める会費を毎年支払う義務を負う。

- 2 名誉会員および特別会員は、会費を免除し、その身分は終身とする。
- 3 既納の入会金および会費ならびに会員ICカード発行費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

(学会誌および図書等の受領および講演会等の参加等)

第8条 会員は、この法人が刊行する学会誌および図書等の頒布を受けることができる。

- 2 会員は、この法人が行う研究会および講演会に参加することができる。
  - 3 会員は、別に定めるところにより、この法人が刊行する学会誌および図書等に投稿することができる。
- (任意退会および会員情報の変更)

第9条 会員が退会しようとするときは、理事長に退会届を提出し、任意にいつでも退会することができる。

- 2 会員は、氏名、自宅住所、勤務先等会員の情報に関する事項に異動があった場合は、届け出るものとする。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 当該会員には、社員総会において弁明する機会を与えるものとする。
  - 3 第1項により除名が決議されたときは、その会員に通知し、公表するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費を2年以上滞納したとき。
  - (2) すべての社員が同意したとき。
  - (3) 当該会員が死亡し、または失踪宣言を受けたとき。
- 2 正会員である代議員が正会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失する。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 入会の基準および会費ならびに入会金の額
- (3) 理事および監事の選任または解任
- (4) 理事および監事の報酬等
- (5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)ならびにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散および残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回事業年度終了後3カ月以内に開催する。ただし、必要がある場合には、臨時社員総会を開催する。

2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 前項のほか、総社員の5分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して臨時社員総会の開催を請求されたとき。

(招集)

第15条 定時社員総会、臨時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 社員総会の開催は、少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面により通知する。
- 3 大規模災害の発生や感染症の流行による緊急事態宣言の発出など特別の事情により、特定の場所に集合して定時社員総会を開催することが著しく困難であると理事会が判断した場合は、理事会の決議を経て、書面等による議決権の行使、Web会議および決議の省略等法人法等に基づく適宜の方法により、定時社員総会を開催することができるものとする。
- 4 前項に定める特別の事情がある場合は、第14条第1項本文の規定にかかわらず、その事情を勘案して合理的な範囲で定時社員総会の開催時期を変更することができるものとする。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席で成立する。社員総会の決議は、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。ただし、委任状による出席を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。ただし、委任状による出席を妨げない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(会員への通知)

第19条 社員総会の議事の要項および決議した事項は、会員に通知する。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した議長および出席者の中から議長が指名した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 会長、役員

(会長)

第21条 この法人に、学術講演会を主宰する会長1名を置く。

- 2 会長は、理事会の決議により選出した候補者について、社員総会の決議によって選任する。
- 3 会長の任期は、1年とする。
- 4 会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、採決には加わらない。

(役員設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上19名以内
  - (2) 監事 2名または3名
- 2 理事のうち1名を理事長とし、法人法上の代表理事とする。
  - 3 理事長以外の理事を業務執行理事とする。
  - 4 理事長以外の理事のうちから副理事長を2名次条により選任する。

(役員選任)

第23条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務および権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、理事長を補佐する。
- 4 理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長および理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 理事長は、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(監事の職務および権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事および事務局に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事、監事の任期は、それぞれ選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- 2 役員連続在任は3期までとする。
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事または監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員は、その任期中であっても次の各号の一つに該当するときは、第13条の規定にもとづいて、社員総会の決議により解任することができる。この場合、当該役員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があるとき。

(報酬等)

第28条 役員報酬等は、社員総会の決議によって定める。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、必要と認める場合は、役員以外の者を理事会に出席させることができる。ただし、採決には加わらない。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長および副理事長の選定および解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、または理事長以外の理事から会議に付議すべき事項を示して請求のあった場合には、その請求のあった日から7日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第34条 役員が、役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第24条第5項（職務執行状況の報告）の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産および会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(基本財産および運用財産)

第37条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産とする。

- 2 基本財産は、財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。
- 3 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会および社員総会の承認を要する。
- 4 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 5 この法人の事業遂行に要する費用は、入会金、会費、事業に伴う収入および資産から生ずる果実、その他の運用財産をもって支弁する。
- 6 寄付金品であって、寄付者の指定するものは、その指定に従う。
- 7 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業計画および収支予算)

第38条 この法人の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、社員総会に報告するものとし、また、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第39条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告

## 第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 参与、幹事

(参与)

第43条 この法人に参与を置くことができる。

- 2 参与は細則の定めるところにより理事長が委嘱する。
- 3 参与の任期は、終身とする。
- 4 参与は、社員総会に出席して、意見を述べることができる。ただし、採決には加わらない。

(幹事)

第44条 役員を補佐するため、必要があるときは、この法人に、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、役員以外の正会員のうちから、理事長が任免する。

## 第10章 委員会等

(委員会)

第45条 この法人の事業を円滑に運営するために必要があるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会等の任務、構成および運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。
- 3 委員会等は、法令およびこの定款により、社員総会ならびに理事会に付与された職務権限（業務執行の決定ほか）を制約する運営を行うことはできない。
- 4 委員は、役員以外の会員の中から、理事長が任免する。  
(地方部会)

第46条 この法人は、その目的を達するため、各都道府県単位に地方部会を置く。

- 2 地方部会に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。  
(事務局)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長および所要の職員を置き、理事長が任免する。ただし、事務局長については理事会の承認を得るものとする。
- 3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。
- 4 職員は、有給とする。

## 第11章 公告の方法

(公告)

第48条 この法人の公告は電子公告により行う。

- 2 事故、その他やむを得ない事由により、電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第12章 補 則

(委任)

第49条 この定款についての細則は、理事会の決議を経、社員総会の決議を得て、別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、八木聡明とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第5条と同じ方法で予め行う代議員予定者選挙において代議員予定者として選出された者とする。
- 5 この改正は、平成27年5月20日から施行する。
- 6 この改正は、平成28年5月18日から施行する。
- 7 この改正は、平成29年5月17日から施行する。
- 8 この改正は、令和元年5月8日から施行する。
- 9 この改正は、令和3年5月12日から施行する。